

意見聴取事項

ア いわき市情報公開条例改正案について

本市情報公開条例について、令和6年1月から令和7年7月にかけて計6回、他市等の状況も参考としつつ、見直し検討事項について意見聴取を行ってきました。

これらの意見聴取の内容を踏まえ、条例改正案として整理しました。（別紙1）

■見直し検討事項及び結果

(1) 請求権者（第5条）

条例制定後の環境の変化等を踏まえた、行政情報開示に係る請求権者の範囲について。

⇒[審議会意見]請求権者について、全国的な状況に合わせ、公開性の向上を図るため、現在の「市民等」から「何人も」として拡大する。

(2) 手数料

行政情報開示請求に対する対価として、新たに手数料を設ける必要があるかどうかについて。

⇒[審議会意見]情報公開制度の趣旨を尊重し、市民の利用を促進することが重要であるとの観点から、手数料は現行同様に設けない。

(3) 権利濫用の防止（第4条）

他自治体での近年の情報公開請求の状況も踏まえ、情報公開制度の趣旨に反する、権利濫用に相当するような請求も想定されることから、請求権の濫用に該当する請求の取扱いなどについて検討する。

⇒[審議会意見]訓示的規定（適正な請求）について条例に規定する。

これまで協議してきた内容のほか、他の条文も確認した結果、国等の状況に合わせて改正する必要があるものとして、第3条、第7条、第8条、第11条、第15条についても改正案に加えました。

《その他の改正予定箇所について》（別紙2）

・第3条（解釈及び運用）

⇒個人情報の保護については、これまでも当然に遵守してきたところですが、本市条例施行後の個人情報保護法の制定や改正、近年の個人情報保護への配慮及び要請、他自治体の規定状況を踏まえて追加するものです。

・第7条（行政情報の開示義務）

⇒法令に合わせて、不開示情報に係る規定の整理のため改正するものです。

・第8条（部分開示）

⇒適切な部分開示を行うため、法令に合わせて改正するものです。

・第11条、第15条

⇒法令に合わせて文言の整理を図るため、改正するものです。

【市・国・都 比較表】（情報公開条例／情報公開法関係）

いわき市（現行条例）	いわき市（改正案）	国	東京都
<p>(解釈及び運用)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政情報の開示を請求する市民の権利を十分に尊重しなければならない。</p> <p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった場合は、当該開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されているときを除き、当該請求者に対し、当該行政情報について開示をしなければならない。</p> <p>(1) 法令の規定により開示をすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別_____できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、<u>身体</u>、健康、<u>財産</u>又は生活を保護す</p>	<p>(解釈及び運用)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政情報の開示を請求する市民の権利を十分に尊重しなければならない。<u>この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。</u></p> <p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該請求者に対し、当該行政情報について開示をしなければならない。</p> <p>(1) 法令の規定により開示をすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別_____できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命____、健康、<u>生活</u>又は<u>財産</u>を保護す</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別_____ことができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>ロ <u>人の生命</u>、<u>健康</u>、<u>生活</u>又は<u>財産</u>を保護するた</p>	<p>(この条例の解釈及び運用)</p> <p>第三条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重するものとする。<u>この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。</u></p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>一 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関であるデジタル庁、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。)の指示等により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>二 個人に関する情報(第八号及び第九号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別_____することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、</p>

いわき市（現行条例）	いわき市（改正案）	国	東京都
<p>るため、開示をすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名_____に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、<u>当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害又は侵害から人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることが必要で</u></p>	<p>るため、開示をすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報を除く。</u></p>	<p>め、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p> <p>一の二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号</p> <p>二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u></p>	<p>公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>三 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p>

いわき市（現行条例）	いわき市（改正案）	国	東京都
<p>をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの</p>	<p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>ヘ 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ</p>
<p>(7) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、人事管理その他の市の機関の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>			<p>七 都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。</p>
<p>(部分開示)</p>	<p>(部分開示)</p>	<p>(部分開示)</p>	<p>(公文書の一部開示)</p>
<p>第8条 実施機関は、開示請求に係る行政情報に不開</p>	<p>第8条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の一部</p>	<p>第6条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の</p>	<p>第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に</p>

いわき市（現行条例）	いわき市（改正案）	国	東京都
<p>示情報が記録されている場合において、当該行政情報が不開示情報が記録されている部分（以下「不開示対象部分」という。）とそれ以外の部分とに容易に区分することができるときは、請求者に対し、不開示対象部分以外の部分について開示をしなければならない。ただし、当該不開示対象部分以外の部分の開示が開示請求の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>（開示請求に対する措置）</p> <p>第11条 実施機関は、開示請求があったときは、請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に対する決定（以下「開示等決定」という。）をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、開示等決定をしたときは、速やかに、請求者に対し、当該開示等決定の内容及び必要な事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部について開示をしない旨の開示等決定をした場合において、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該開示等決定により開示をしないこととされた情報について、その開示をすることができるようになる期日が明らかであるときは、請求者に対し、当該期日を前項の書面により併せて通知しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に開示等決定をすることができないときは、第1項の規定にかかわらず、必要な限度において当該期間を延長することができる。この場合において、当該実施機関は、速やかに、請求者に対し、同項に規定する期間内に開示等決定</p>	<p>不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 開示請求に係る行政情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（開示請求に対する措置）</p> <p>第11条 実施機関は、開示請求があったときは、請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に対する決定（以下「開示等決定」という。）をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、開示等決定をしたときは、速やかに、請求者に対し、当該開示等決定の内容及び必要な事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部について開示をしない旨の開示等決定をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該開示等決定により開示をしないこととされた情報について、その開示をすることができるようになる期日が明らかであるときは、請求者に対し、当該期日を前項の書面により併せて通知しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に開示等決定をすることができないときは、第1項の規定にかかわらず、必要な限度において当該期間を延長することができる。この場合において、当該実施機関は、速やかに、請求者に対し、同項に規定する期間内に開示等決定</p>	<p>一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（開示請求に対する措置）</p> <p>第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等の期限）</p> <p>第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の</p>	<p>不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る公文書に前条第二号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（開示請求に対する決定等）</p> <p>第十一条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等の期限）</p> <p>第十二条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から十四日以内にしなければならない。ただし、第六条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から六十日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなけれ</p>

いわき市（現行条例）	いわき市（改正案）	国	東京都
<p>をすることができない理由及び延長する期間を書面により通知しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、前条の規定により開示請求を拒否するとき又は開示請求に係る行政情報が存在しないときは、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>6 実施機関は、開示請求に係る行政情報に当該実施機関及び請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示等決定をするに際し、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。</p>	<p>をすることができない理由及び延長する期間を書面により通知しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、前条の規定により開示請求を拒否するとき又は開示請求に係る行政情報が存在しないときは、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>6 実施機関は、開示請求に係る行政情報に当該実施機関及び請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示等決定をするに際し、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。</p>	<p>理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 本条を適用する旨及びその理由</p> <p>二 残りの行政文書について開示決定等を行う期限</p>	<p>ばならない。</p> <p>3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 本項を適用する旨及びその理由</p> <p>二 残りの公文書について開示決定等を行う期限</p> <p>（理由付記等）</p> <p>第十三条 実施機関は、第十一条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る公文書が、当該公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から一年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。</p> <p>（審査会への諮問）</p>
<p>（審査請求に関する手続）</p> <p>第15条 開示等決定又は開示請求に対する不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる<u>ときを除き</u>、遅滞なく、いわき市行政不服審査会（いわき市行政不服審査条例（平成28年いわき市条例第5号）第5条に規定する審査会をいう。）に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>（1） 審査請求が不適法であり、却下する<u>とき</u>。</p> <p>（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を開示することとする<u>とき</u>。ただし、第11条第6項の規定により意見を聴い</p>	<p>（審査請求に関する手続）</p> <p>第15条 開示等決定又は開示請求に対する不作為について審査請求があった<u>ときは</u>、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる<u>場合を除き</u>、遅滞なく、いわき市行政不服審査会（いわき市行政不服審査条例（平成28年いわき市条例第5号）第5条に規定する審査会をいう。）に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>（1） 審査請求が不適法であり、却下する<u>場合</u>。</p> <p>（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を開示することとする<u>場合</u>。ただし、第11条第6項の規定により意見を聴い</p>	<p>（審査会への諮問）</p> <p>第十九条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</p> <p>一 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p>	<p>第二十条 実施機関がした開示決定等若しくは開示請求拒否決定又は開示請求に係る不作為についての審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、東京都情報公開審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。</p> <p>一 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>二 開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十三条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示する場合（当該実施機関がした開示決定等若しくは開示請求拒否決定</p>

いわき市（現行条例）	いわき市（改正案）	国	東京都
<p>た第三者から当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）が提出されている<u>ときを除く。</u></p>	<p>た第三者から当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）が提出されている<u>場合を除く。</u></p>		<p>又は開示請求に係る不作為について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）</p> <p>2 前項の審査庁は、東京都情報公開審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。</p> <p>3 前二項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。</p>